

平成十七年六月十六日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 西村 真悟君  
 理事 佐藤 剛男君 理事 斉藤斗志二君  
 理事 福井 昭君 理事 三ッ林隆志君  
 理事 小平 忠正君 理事 小林 憲司君  
 理事 松原 仁君 理事 石田 祝稔君  
 伊藤信太郎君 宇野 治君  
 江藤 拓君 小坂 憲次君  
 近藤 基彦君 左藤 章君  
 高木 毅君 竹下 亘君  
 中野 清君 西村 明宏君  
 葉梨 康弘君 林 幹雄君  
 原田 令嗣君 保坂 武君  
 三ッ矢憲生君 森 英介君  
 山本 拓君 吉野 正芳君  
 一川 保夫君 黄川田 徹君  
 菊田まきこ君 岸本 健君  
 下奈 みつ君 津川 祥吾君  
 前田 雄吉君 村井 宗明君  
 和田 隆志君 赤羽 一嘉君  
 太田 昭宏君 白保 台一君  
 高橋千鶴子君

国務大臣

(防災担当) 村田 吉隆君  
 内閣府副大臣 林田 彪君  
 内閣府大臣政務官 江渡 聡徳君

政府参考人  
 (内閣府政策統括官) 柴田 高博君

政府参考人  
 (金融庁総務企画局審議官) 鈴木 勝康君

政府参考人  
 (総務省大臣官房審議官) 久元 喜造君

政府参考人  
 (総務省自治財政局長) 瀧野 欣彌君

政府参考人  
 (消防庁長官) 林 省吾君

政府参考人  
 (法務省大臣官房審議官) 深山 卓也君

政府参考人  
 (文部科学省大臣官房審議官) 山中 伸一君

政府参考人  
 (文部科学省大臣官房文教施設企画部長) 大島 寛君

政府参考人  
 (文化庁文化財部長) 岩橋 理彦君

政府参考人  
 (厚生労働省大臣官房審議官) 新島 良夫君

政府参考人  
 (厚生労働省大臣官房参事官) 松本 義幸君

政府参考人  
 (農林水産省大臣官房審議官) 宮坂 亘君

政府参考人  
 (農林水産省農村振興局整備部長) 南部 明弘君

政府参考人  
 (水産庁漁港漁場整備部長) 田中 潤兒君

政府参考人  
 (中小企業庁事業環境部長) 鈴木 正徳君

政府参考人  
 (国土交通省大臣官房総合観光政策審議官) 鷲頭 誠君

政府参考人  
 (国土交通省大臣官房審議官) 和泉 洋人君

政府参考人  
 (国土交通省土地・水資源局次長) 日尾野興一君

政府参考人  
 (国土交通省河川局長) 清治 真人君

政府参考人  
 (国土交通省海事局長) 矢部 哲君

政府参考人  
 (国土交通省航空局長) 岩崎 貞二君

政府参考人  
 (国土交通省航空局次長) 鈴木 久泰君

政府参考人  
 (気象庁長官) 長坂 昂一君

政府参考人  
 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長) 南川 秀樹君  
 衆議院調査局第三特別調査室長 杉山 博之君

委員の異動

四月十八日

辞任 補欠選任  
 竹下 亘君 竹本 直一君

同日

辞任 補欠選任  
 竹本 直一君 竹下 亘君

六月十六日

辞任 補欠選任  
 大野 松茂君 高木 毅君  
 宮下 一郎君 宇野 治君

赤羽 一嘉君 太田 昭宏君

同日

辞任 補欠選任  
 宇野 治君 葉梨 康弘君  
 高木 毅君 大野 松茂君

太田 昭宏君 赤羽 一嘉君

同日

辞任 補欠選任  
 葉梨 康弘君 宮下 一郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
 災害対策に関する件(三宅島噴火災害の復旧状況等)

**西村委員長** これより会議を開きます。

災害対策に関する件について調査を進めます。

本日は、特に三宅島噴火災害の復旧状況等について調査を進めます。

この際、去る四月十八日に実施いたしました三宅島噴火災害の復旧状況等調査につきまして、その概要を私から御報告申し上げます。

当日の視察委員は、自由民主党の佐藤剛男君、福井照君、三ッ林隆志君、竹本直一君、民主党・無所属クラブの小林憲司君、松原仁君、泉房穂君、公明党の白保台一君、日本共産党の高橋千鶴子君、そして私、西村真悟の十名であります。

御承知のとおり、三宅島火山活動に伴う有害な二酸化硫黄を含む火山ガスの放出により、島民の方々は、四年以上の長期にわたる避難生活を余儀なくされてきました。このような中で、本年二月には、避難指示が解除され、火山ガスとの共生を踏まえたと本格帰島が開始されたとことです。

本委員会は、これまでに四回現地の視察を行いました。今回の視察は、本格帰島後の島民の方々の安全対策、生活支援対策、農林水産業対策等について議論するためにも、いま一度、被災現場に立ち、被害状況や復旧復興事業の進捗状況について調査することが重要であるとの認識に基づき、実施したものであります。

それでは、調査の概要について御報告申し上げます。

視察委員は、市ヶ谷の防衛庁からヘリコプターに搭乗し、三宅島空港に到着した後、島を周回する都道に沿って視察を開始いたしました。初めに、三宅地区において家屋の被害状況を視察いたしました。この地区は、火山ガスによる被害を最も大きく受けた地区の一つで、現在、高濃度地区に指定されており、島民の居住が禁止され、建物の修繕等が一日四週間以内の滞り込みのみ認められております。火山ガスの影響で周辺の木々は白く立ち枯れており、屋根や壁がはがれ落ちたままの住宅が残っていました。また、家電製品が所々に集積されておりました。次に、中央診療所を視察いたしました。ここは、現在、村で唯一の診療施設であり、医師、看護師等十七名で運営されているとのことでした。避難指示解除後、一日当たり二十名程度の患者の診察に当たるとともに、重病の患者については、ヘリコプターにより都立広尾病院へ搬送する体制が整っているとのことでした。次に、村営住宅を視察いたしました。ここは、平成が被災した島民の方々が入居することができるよう新設されたものであります。三宅村全体では、新設、建てかえ及び補修により二百十戸の村営住宅が設置されたとのことでした。その後、伊豆遊離施設へ向かいました。同施設は、平成十五年三月に完成し、島民の方々が一時帰郷する際の宿泊施設として活用されてきました。本格帰島後は、高濃度地区の島民が生活する際の最終的な避難場所として位置づけられております。次に、三宅支庁において、東京都の復興総局長三宅島災害復興対策担当部長、三宅村の平野村長等から、これまでの復旧復興状況等の説明を聴取いたしました。噴火前の村の人口は約三千八百人でありましたが、帰島者は、本年三月末現在の推計で約千二百人のことでした。その後、視察委員の間で、火山ガス警報のあり方、漁業の再開状況、観光振興対策等について意見交換を行いました。次に、三宅小学校を視察いたしました。噴火当時は小学校が三校ありましたが、火山ガスによる影響や児童数を考慮し、当面、この小学校の校舎を使用し、小学校三校の合同体制により、四月十一日から児童数五十人で授業が再開されているとのことでした。校舎には、脱硫装置、火山ガス濃度の表示計等が設置され、児童の安全確保対策が講じられているとのことでした。その後、伊豆老人福祉館へ向かいました。ここは、三宅島災害・東京ボランティア支援センターの現地本部として活用されております。ボランティアの方々には、避難指示解除後、島民の帰島に伴う引越し作業、家屋内外の清掃作業等に当たっており、参加者は四月五日までに延べ二千人を超えているとのことでした。次に、阿古漁港を視察いたしました。漁港では、イセエビ、サザエ、カサゴが水揚げされておりました。漁業は三宅村の主要産業の一つであることから、漁協関係の方々を激励してまいりました。最後に、坪田地区の民宿おしどりを視察いたしました。観光産業も三宅村の主要産業の一つであることから、民宿経営者の方を激励するとともに、施設内に設置された脱硫装置の稼働状況を視察いたしました。今回の視察を通して、火山ガスとの共生を踏まえた島民の方々の生活再建はまだ始まったばかりであり、島の再生に向けて、生活面、産業面でのきめ細かい支援策が引き続き重要であると改めて認識した次第であります。以上が調査の概要であります。なお、今回の視察に御協力いただいた政府、東京都、三宅村、陸上自衛隊第一ヘリコプター団等の関係者各位に心からお礼申し上げます、報告いたします。

**西村委員長** この際、お諮りいたします。本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府政策統括官柴田高博君、金融庁総務企画局審議官鈴木勝康君、総務省大臣官房審議官久元喜造君、総務省自治財政局長瀬野功彌君、消防庁長官林省吾君、法務省大臣官房審議官深山卓也君、文部科学省大臣官房審議官山中伸一君、文部科学省大臣官房文教施設企画部長大島真君、文化庁文化財部長岩橋理彦君、厚生労働省大臣官房審議官新島良夫君、厚生労働省大臣官房参事官松本義幸君、農林水産省大臣官房審議官坂垣巨君、農林水産省農村振興局整備部長南野明弘君、国土庁漁港漁場整備部長田中潤九君、中小企業庁産業環境部長鈴木正徳君、国土交通省大臣官房総合観光政策審議官野頭誠君、国土交通省大臣官房審議官泉洋人君、国土交通省土地・水資源局長次日尾野興一君、国土交通省河川局長清治典人君、国土交通省海事長矢部哲君、国土交通省航空局長崎真二君、国土交通省航空局次長鈴木久孝君、気象庁長官長坂辰一君及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長南川秀樹君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。〔異議なしと答へ〕**西村委員長** 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

**西村委員長** 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤剛男君。**佐藤(剛)委員** 佐藤剛男でございます。まず委員長から、このたびの三宅村の視察についての御報告がございました。私も三宅村には二回ほど行ってまいりました。一つは、防災担当の副大臣といたしましていわば離島命令を解除していく、それで自己責任のもとで帰島をなさる、こういう決定の過程に際していただきました。そしてこのたび、委員長御報告のとおり、視察いたしましたわけでございます。まずもって、この四年余りにわたる避難生活を余儀なくされた村民の方々、本当に大変だったと思います。心より御心痛ました御苦労を察しまして、私ども政治家として、できるだけのことをやらなきもいかぬと思いをいたしているところでございます。また、政府それから平野村長さん、東京都、それから、いろいろ輸送におきまして御貢献していただいております自衛隊関係者の皆さん、この機会に感謝を申し上げる次第でございます。私、きょうは限られた時間でございますが、その中で、他日、またどうも委員の報告がありました後からの時点、現時点のこととをちょっとお話を聞きたいと思っております。避難指示の解除というのが二月一日に行われたわけでありまして、それで、二月から四月が本格的な帰島期と位置づけられよう、村民の帰島が進んでいくわけでありまして、しかしながら、村民の中には、依然として放出したてであります火山ガスの中で安全に暮らしているか、こういう不安感をお持ちでございまして、あるいはまた、帰りましたが、三宅村で生計を立てているのか、こういう懸念をお持ちで、ためらっている世帯があらるわけでございます。いよいよ東京都議選も六月二十四日に告示されるわけでございますので、帰島している人それから帰島していない人、あるいは有権者の状況、それから不在投票がどうなるかということとはかなり緊密な関係を持っておるわけでございますので、特に帰島された方にとりましては、この都議選でのいろいろな希望、期待を持っておられるかと思っております。そのあたりにつきましては、内閣府それから総務省、申し上げた現状、帰島の進捗状況とそしてその有権者の状況、こちらを明らかにしていただきたい。できれば、不在投票というのはいくらになるのかということをお聞きしたいと思っております。**柴田高博** 三宅島につきましては、二月一日から、四月半ばまで避難指示が解除されて、順次村民の帰島が始まりました。また、五月から、火山ガスの高感受性者の帰島と観光客の受け入れが開始されました。三宅村が実施いたしました調査によりますと、五月十日現在で、帰島世帯数九百六十九世帯、帰島人数千六百八十八人となっております。住民基本台帳によりますと、二月一日現在で三千九百九十一名が人口にカウントされていることになってございまして、帰島割合は、これと比べると五二・三％でございます。その後は調査は行われておりませんが、電気の通電工事実績をもとにした三宅村の推計によりますと、六月十三日までに約百世帯強が戻っていると見込まれておまして、順調に帰島が進んでいるというふうに思われます。以上でございます。

**久元政府参考人** ただいま内閣府からお答えがありましたように、五月時点での帰島者の割合は五二・三％ということになっておりますので、これ以外の方が現時点では島外におられるということと、これらの方々につきましては、不在者投票という方法で投票していただくことによるご理解をしております。

**佐藤(剛)委員** どれだけの人が不在者投票になるのか、私はかなりの数に上るんじゃないかなと思っております。そういう状況で、これら都、都議会選です。それから国政の選挙も続いているわけでありまして、そこら辺の見通し、今、私の推定では四割くらいが不在投票になるんじゃないか、こう見るわけでありまして、そこら辺、総務省は具体的な推計などはやっておりますか。

**久元政府参考人** これか不在者投票に必要な手続きに入ることになりまして、具体的に、不在者投票を希望される方は、普通であれば、不在者投票に必要な書類を個々に請求していただくことになるわけですが、三宅村におかれましては、島外に滞在しておられる方を把握してありますので、そして、それの方への不在者投票に必要な書類を添付いたしましたパンフレットを個々に送付していただいておりますので、そういうような便宜を図りながら、円滑な不在者投票が行われるように配慮がなされていることと、不在者投票の見込みというのは、これから進捗状況によっていろいろになるかと思っております。

**佐藤(剛)委員** お願しておきます。帰島していない村民が投票しやすいような工夫、いろいろな工夫を考えたください。それでは次に、気象庁いらしゃいますか。一番大きな一つの課題というのは、ガスの放出状況でございます。今後の火山ガス放出の状況、それから、どのように静まっていけば、そういうことにつきまして見直しをお答えいただきたいと思っております。**長坂政府参考人** お答え申し上げます。平成十二年八月に大規模な噴火が発生しました三宅島では、ほぼその当初から火山ガスの発生が見られ、その後現在に至るまで、山頂火口から二酸化硫黄を含むガスの放出が続いております。二酸化硫黄の放出量については推移を申し上げますと、平成十二年秋以降徐々に減少してまいりましたが、平成十五年以降今日に至るまで、ほぼ横ばい傾向が続いているところでございます。住民の方々も帰島され始めました今年二月以降につきましても、一日当たり二トンないし五千トン程度の放出量が観測されているところでございます。三宅島の火山活動につきましては、全体といたしましては目下のところ大きな変化はなく、火山ガスの放出は当分継続するものというふうに考えられます。

**佐藤(剛)委員** 私どもも、他日の視察している、三宅村はこれからどうやって発展しているのか、このつらい気象状況の中で、農漁業あるいは観光というものはあるわけですが、そういう話を意見交換してまいりました。私個人としては、一番の可能性があるのが観光ではないかと思っております。世界の中で、あるいは火山爆発によりまして、木が、亜硫酸ガスの影響でございましょうが、ああいま真白な形のものというのがシリヤ島に行ってみたらいで、ほとんどない、その意味におきましては、火山爆発が起きたときの一つの大きな研究材料とか、あるいは関係者がそこに来まして、そして、いろいろのことを、地球のことを話し合う、こういう格好の場所ではないかと思うわけでございます。

御承知のように、野鳥はおりますし、それから海はきれいでございますし、釣り人のおこがれの地域、あるいはダイバーのおこがれの地域だと言われているわけでございます。問題は、三宅村にどれだけの人を呼ぶか、こういう課題ではないかと思うわけでございます。そこで、これはいろいろな面で国土交通省を中心にお願したいんですが、アイデアを地元の平野村長さんそれから東京都と連携を保って出しているか、私はこの三宅村に対する対策そのものではないかと思っております。一つのアイデアを出してみますので、検討していただきたい。十分な答えは必要ございません。

アジアに豪華船というのがないですね。五万吨とか六万吨とかそういう豪華観光船、こういうようなものが、あつすばらしい三宅村、もちろん母港開発というのが必要でございますけれども、一つの、係留をしながらアジアそれから世界の観光、今、小泉内閣で、一千万人、今は五百万人だったんですね。向こうに訪問する人と同じくらい、これが去年はふえました。そして、一千万人に倍増計画をしようということでございます。そういう意味で、この観光の面についていろいろなことを考えたい、いろいろ国際的な、船についての母港づくり、あるいはリースをしましてオペレートするとかいろいろなやり方があるかと思うんですが、そういう面についてもひとつ国土交通省、検討していただきたいと思っております。これについては、アイデアの段階でございますから、お考えはいろいろあると思っておりますが、私がここで申し上げたいことを一つの題材として検討していただきたいと思っております。

次に、これに関連しましてお聞きしたいのは、観光客を島まで送るためには、航空便の早期復旧というのが不可欠でございます。これについての、国土交通省、航空便の復旧の見通しについてどうにお考えか、お知らせいただきたい。**鈴木(久)政府参考人** 航空便の見通しにつきましてはお答えさせていただきます。三宅島空港は、火山の噴火に伴う施設の損壊等は特段発生しておりませんが、現在も使用可能な状況にございます。ただ、空港地域が火山ガスの高濃度地区に指定されておりますので、現在は、復興のための物資輸送のみに限って使用されている状況にございまして、また、民間航空機の運航が停止されているわけでございますが、空港を管理しております東京都においては、このガスの状況を十分見きわめながら運航再開の準備を判断したいと報告を受けております。また、従来、羽田 三宅島線を運航していたANAグループの方からは、乗客、乗員あるいは空港職員が確保されることを大前提に、そういう環境が整い次第、所要の準備を行った上で運航を再開したいという報告を受けてございます。

**佐藤(剛)委員** 帰島された方々にとって一番気になるのが、火山ガスの問題だろうと思っております。その火山ガスの最近における警報の発令状況といたしまして、そういうようなものがどんなような状況になっているのか、それから、特に高齢者の方々がお帰りに来た方が多いと思うんですが、そういう方に対する情報伝達あるいは避難の体制ということが配慮しなければならない課題だと思うわけでございます。そこら辺内閣府の方できちんと対応していただきたいと思っておりますし、また、事実関係を教えていただきたいと思います。

さて、最後に大臣から、この三宅島の噴火災害の復旧復興に対しまして政府の考え方、方針、こういうようなものについてしっかりと御答弁を賜りたいと思っております。以上です。**江渡大臣政務官** 佐藤先生の方にお答え申し上げます。火山ガスの警報につきまして申し上げますけれども、この二月から五月末日まででございまして、注意報が二百六十三回、警報が一回発令されております。そのうち、高濃度地区以外で発令されたものは、注意報が六十二回、警報が三回という状況でございます。また、火山ガスが高濃度になったときの村民への情報伝達についてのお問い合わせはありますが、現在、島内四十三カ所に屋外拡声器を設置しておりまして、そのうち十四台においては、レベルごとにおいての回転灯というものもつけていただいて、目でもわかるような状況にさせていただいております。

また、各家庭の方に対しては一台ずつ戸別受信機を配付してあります。また、高感受性者に対しては、現在、携帯受信機ということで、百五十二名の方に百五十二台配付ということになっております。また、避難体制についてでございますけれども、注意報、警報が発令された場合におきましては、脱硫装置を備えた伊豆遊離施設を避難所として開設するとともに、村職員に当該発令エリアを巡回し、各戸への声がけを実施しているところでございます。またさらに、警報の発令時においては、村営バスを遊離施設までとして出発させているところでございます。

特に、高齢者等の高感受性者に対しては、各世帯に小型脱硫装置の貸与を実施しております。そして、これは、高感受性者は百五十二名はございますので、百八台貸与しているというところでございます。また、避難に当たりましては、村職員が声をかけるとともに、避難の援助を行うなど、万全態勢で行っているところでございます。

**村田國務大臣** 委員長を初めこの委員会の委員の皆さん方には、今回、三宅島に対して、避難勧告、避難指示の解除の後にその復旧の状況を視察いただきまして、本当にありがとうございます。政府としては、これまで、村民の安全対策それから基盤整備、これもかなり進んでいると、皆さん方もごらんになっていただいたというふうな思いです。それから、生活再建支援のためのさまざまな対策を講じてきたわけでございますが、島民が帰島始めて、いよいよは、農業とか漁業とか観光業とか、生活をしていくためのいろいろなやり方にかかわることの再建に支援していかなければいけないというところであります。

漁港につきましては、漁港再開します岸壁等の復旧工事については今年度内にも完成し、それから農業にかましても、十一月末までに、もう既に査定が終わっているものについては工事を完了する予定と、こういうふう聞いております。観光業も、本年の五月中に四千人が島を訪れたという数字も私聞いておりまして、それから本格的に島民の収入を支えるものについても、政府は、一生懸命、村当局、あるいは、あるいは関係者庁と協力しながら支援していきたいというふうな考えであります。

**佐藤(剛)委員** 時間でございますので、これをもちまして終わりにします。ありがとうございます。**西村委員長** 次に、斉藤志志二君。**斉藤(斗)委員** 斉藤でございます。本日は、三宅村視察へ、その後の委員会ということでございますが、それに先立ちまして、このころ、災いの年と言われるように、大変多量の災害にも見舞われたわけでありまして、そんな中で、この委員会の中でも議論してまいりました。また、私どももしっかりと検討をお願して、またこのたびは被災者生活再建法にかかわる問題でございます。例えば、物品購入などの生活関係費の扱いにつきまして余りにも細か過ぎるのではないか等々、こういうことについて御検討いただきたいということとをかねてから申し上げてきてまいりましたけれども、その検討状況につきまして、今どのくらいのことまで進んでいるんだというところまで政府の方からお聞きしたいというふうに思います。

**村田國務大臣** 被災者生活再建支援法につきましては、これまで、水害に關しましての住宅の被害認定を弾力的に行うということもお聞きしたいというふうに思っております。また、手続上、領収書の徴収に關してもこの領収書の提出を廃止したとか、こういうことで被災者の便宜を図ってきた、こういうふうな努力をしております。また、何回もそういうこと発生してまいりました。それで、実は明日、閣議で政令案を決定してまいりたいというふうな発生をおるわけでございますが、今度は、運用改善をさらにもういうことで、物品購入などの生活関係費、今、最大百万円でございますが、これについて細かな経費区分がございまして、これをすべて廃止するというのにはいたしましたことが一点。

二点目は、概算払い、前払いでございますが、これについても限度額がございまして、百八十五万という前払いについての限度額がございまして、これを撤廃しよう、こういうこととございまして、したがって、最大三百万円までは前払いを受けることができるということになりましたので、所要の政令改正を明日の閣議で決定したいというところで作業を進めているところでございます。

そして、この措置は、昨年起こった災害に遡及して適用しようということとでございますので、その意味で、被災者の便宜に大いに資することを期待しているわけでございます。**斉藤(斗)委員** だいたい、大臣から、明日の閣議を前にその方針が御説明いただきました。特に、昨年度よりも適用になろうということとでございますが、私ども、大変面白い話を聞きたいということと厚く御礼申し上げます。また、大変面白い話を聞きたいということと厚く御礼申し上げます。また、大変面白い話を聞きたいということと厚く御礼申し上げます。また、大変面白い話を聞きたいということと厚く御礼申し上げます。

さて、三宅村でございますが、御案内のように、佐藤委員からも言及がございました。時間の関係があるので、個々の問題に突っ込んでいきたいというふうな思っております。先ほど、国土交通省の方から空港の問題の御答弁がございました。空港そのものは使用可能であるけれども、有毒ガス高濃度地区につき現在閉鎖中、使用はできない状況だということとございまして、一方、気象庁長官からは、このガス発生はもっとも続くだろう、継続中の見通しという格好が報告されたわけでありまして、

これがいま、空港はかなり長い間使えないというふうな理解するわけですが、こういう状況では、観光客にたくさん来ていただく、また、緊急避難等々について空港が役に立たないということとを考えたときに、私は、高濃度地区とは別個の、また、そういう被害に遭いにくい地区に新たな飛行場をつくるという時期に来ているんじゃないか、佐藤委員は確かに豪傑の話をされた。それも一つの考え方かと思いませんが、私は、飛行場をもう一つつくる、もっと観光振興それから人的交流を加速させるべきだというふうな思っておりますが、これはどなたが答弁していただけますか。

**鈴木(久)政府参考人** 先ほどお答えさせていただきましたように、現在の空港が使えないわけではございません、緊急物資の輸送等には今使用しております。ただ、民間航空機の再開には、まだ、この高濃度地区の指定の解除というのが必要でございますので、その判断を今待つてあるという状況でございます。

また、先生御指摘の新しい空港という点につきましては、ここは、三種空港、東京都の設置、管理の空港でございますので、東京都とも十分相談してまいりたいと思っております。

**斎藤(斗)委員** ぜひ、さっきアイデアというこの話が出ましたけれども、その中の一つで、新しい空港建設、設置ということをよく御協議いただきたいというふうな思っております。それに関連しては少し質問を幾つか用意してきたんですけれども、また、まじくのこと御質問しようと思ったんですけれども、時間が余りないということでございます。御案内のように、阪神・淡路大震災、新潟県の中越地震など、災害復旧の目的にまじくが飛行されていまして、かなりの金額がその支援に回っているわけでございます。この三宅島噴火災害については、たしか三宅島対策のまじくというのは発行されていないんじゃないかな、そんな印象があったものですか、そういう面からでも支援がやはりあっているべきだと、これは何らかのところで、東京都という大きな枠組みの中のことではありますけれども、やはり、そういう人々の注意喚起するという意味もございまして、そういったことの三宅島の関係の発行につきましてぜひとも御検討いただきたい、これは要望にとどめておきたいというふうな思っています。

実は一昨日、防災白書が閣議で決定されましたので、私どもにも公になったところでございまして、そんな中で幾つ御質問をさせていただきます。防災白書という新たな目録を幾つか用意してきたんですけれども、また、まじくのこと御質問しようと思ったんですけれども、時間が余りないということでございます。御案内のように、阪神・淡路大震災、新潟県の中越地震など、災害復旧の目的にまじくが飛行されていまして、かなりの金額がその支援に回っているわけでございます。この三宅島噴火災害については、たしか三宅島対策のまじくというのは発行されていないんじゃないかな、そんな印象があったものですか、そういう面からでも支援がやはりあっているべきだと、これは何らかのところで、東京都という大きな枠組みの中のことではありますけれども、やはり、そういう人々の注意喚起するという意味もございまして、そういったことの三宅島の関係の発行につきましてぜひとも御検討いただきたい、これは要望にとどめておきたいというふうな思っています。

さて、そこでは、キーワードとしては、防災力の向上という、国民一人一人が、そして企業一社一社が、また自治体一つ一つが全体でやるといことが大事だといふふうな思っておりますが、それに加えまして、さらに、学校教育における防災教育という観点からまだまだ足りないんじゃないかというふうな思っております。

この十七ページを見させていただきますと、「稲むらの火」という記述がございまして、何とこの記載は、昭和二年から十年間小学校でも使われておたというそういう歴史もあるんですね、こういう大事な話をもっと全国的に子供たちにしっかりと学校の場でも教えていく、そしてさらに、防災力向上のために社会全体として取り組んでいく、こういったことについて、大臣、または政府委員でも結構でございますが、お答えいただきたいというふうな思っております。

**柴田政府参考人** 御指摘のとおりでございます、学校教育の場におきまして防災について教えていくということは、非常に重要であるといふふうに考えております。家庭に帰ってそれが話題に上りまして、家族全員の問題意識の向上を通じて国民運動の展開にも資するといふ点もございまして、議員御指摘の「稲むらの火」につきましても、ことしの春からの小学校五年、六年の副読本において採用されること、教育の場で活用されているということになってございまして、極めて適切な取り扱いではないかと考えております。

今後とも学校の場において防災教育が行われることはぜひとも必要であり、我々としても、防災教育に活用できる教材のホームページの紹介等を行っておりますが、今後とも、文部科学省とも連携いたしまして、防災教育の支援あるいは充実というものに努めてまいりたいと考えております。

**斎藤(斗)委員** 時間が参りましたので終わります、ありがとうございました。

**西村委員** 次、村井宗明君。

**村井(宗)委員** 民主党の村井宗明でございます。今日は、三宅島の復興と被災された住民の支援について、村田防災担当大臣や内閣府、関係省庁に質問させていただきます。さて、三宅島の災害から約五年が経過しました。五年もある間いろいろなほかの災害が起こり、だんだん三宅島の記憶が薄れようとしています。しかし、現場の皆さんはそうではありません。災害に遭われた皆さんは、いまだに、有毒な火山ガスが排出し続けていること、その他いろいろ状況で困っています。私たちはその問題に対してしっかりと忘れずに対応していかなければなりません。噴火そのものは小規模状態となり、火山ガスの噴出は減っていますが、しかし、三宅島の人たちの暮らしはもとどおりになっていないわけですか。

さて、この災害対策委員会では、与党、野党、常に議論していましたが、もう毎回議題となるパターンは、二つに決まっています。与党と野党の違いは二つだけです。一つ目は、皆さんも御存じのように、住宅をちゃんと再建しようという野党と、そうでない野党、もう二つ目は、義援金を早く配ろうという野党側と、半年後に配り方決定して、その後配ろうという野党、いつもその二点に分かれて、毎回の災害のたびに議論させていただいているわけなんですけど、義援金の方は、ふだん、大体パターンとして、阪神大震災や中越地震などのパターンで、半年後に大体配り方が決定して、配り出して、野党側、我々も早く配ってくれと言っているパターンなんですけど、この三宅島の災害の場合、そうではない、もうさすがに五年もたっているんで、八、九割の義援金はちゃんと配られているというので、二つ目の論点は今回は差し控させていただきます、問題となる、我々、与党と野党の違いである住宅の面についてポイントを当てて議論をさせていただきますと思います。

そして、まず基本的なことからお聞きしますが、今現在わかっている三宅島の住宅の被害状況、特に、火山ガスによる特定の被害実情と、長期間にわたって火山ガスが浴びてしまつた住宅への影響をお伺いいたします。**柴田政府参考人** 三宅島の住宅の被害状況についてでございますが、三宅島、三宅村において調査中でございますが、調査件数四百六十棟のうち、全棟三十四棟、大規模半壊百七十九棟、半壊七十二棟となっております。こうした住宅被害につきましては、長期にわたる避難期間中、火山ガスの影響によりまして屋根等が傷み、また、住宅の中に雨水が入って腐食したケースのほか、住宅の中に泥流が入り込んで生じたケースなどがあるものといふように、そういう状況になってございます。

**村井(宗)委員** 見た目はしっかり建っている建物でも、五年以上火山ガスを浴び続けた住宅は、内部構造が弱くなり、建築物としての耐久性は急速に劣化するのではないかと懸念しております。そこで、国交省にお聞きいたします。火山ガスによる住宅の屋根や壁の腐食、シロアリの被害など、火山ガスの長期化に伴いこれらの被害が深刻化することが心配されますが、どう見ておられますか。また、今後帰島した人たちが住宅を再建していくとき、建物の構造や建材などに技術的に火山ガスの対策が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

**和泉政府参考人** お答えいたします。御指摘のとおり、三宅島では、火山ガスによる屋根や壁の腐食が進んでいると聞いております。三宅島では、従来から、地震対策として、軽量のトタン、いわゆる亜鉛鉄板屋根等が広く用いられているが、噴火による火山灰等の飛来により表面の塗装や亜鉛メッキが傷がついたことや、さらに、それが避難期間中長期にわたって放置されたこと等から、中の金属が二酸化硫黄等を含む火山ガスと化学反応を起こし腐食したものと聞いております。

今後、再建する住宅については、火山ガスによる屋根等の腐食を防止するために、トタン屋根の塗料をまめに塗りかえることや、あるいは耐候性の高い材料で屋根を覆うことなどが考えられます。今後、公共団体と連携しつつ、三宅島の実態等をよく調査し、必要な対策等について検討していきたいと思います。

**村井(宗)委員** ありがとうございます。今、そういうように、三宅島特有の、火山ガス特有の住宅再建というものをしっかり進めていかなければならない、それに伴い、民主党のいつも提出させていただいてきた住宅再建支援法をさらに検討していただければと思っております。さて、その中で、三宅島に帰島した人たちの住宅再建の支援はどのくらい進んでいますでしょうか、これまでの実績と今後の取り組みをお伺いいたします。

**柴田政府参考人** 帰島された住民の住まいの確保につきましてでございますが、自宅に居住することが困難で、公営住宅に居住することを希望される方のために、村営住宅の新たな建設あるいは復旧によりまして、二百十戸の村営住宅の整備が終わっております。現在、二百十戸中百八十九戸が既に入居済みになってございます。

また、自宅を再建されようとする方につきましては、住宅金融公庫による災害住宅復興融資というところで、通常の融資よりも低利の融資制度がございます。また、被災者生活再建支援法による支援金の支給を行っているところでございます。被災者生活再建支援法につきましては、御存じのとおりでございますが、住宅の解体撤去費、再建のためのローン利息等について、全棟二百戸以上、大規模半壊世帯に対しては、住宅の一部除去費、補修のためのローン利息等について最大百万円の支援を行っております。

なお、住民が帰島される際には、引越越し費用について最大七十万円の支援を行ったところでございます。今後とも、帰島した住民の生活再建に向けて必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

**村井(宗)委員** それでは、まだ島に帰っていない方々、それから先帰島を検討している方々の住宅についてお伺いいたします。五年以上たつて無人のまま放置されている住宅もたくさんあります。そして、その五年間の間、火山ガスにさらされ続けているわけなんですけど、早く補修や修繕の手当てをしないと、時間がたつほどに傷んでいくことは明白です。この、まだ帰島されていない方々の住宅、この先島に帰ることも可能になる住宅の補修や維持管理について、これまでどのように取り組んでおられますでしょうか、内閣府にお伺いいたします。

**柴田政府参考人** 住宅の補修、維持管理の問題でございますが、これは、これまでどうもございまして、住宅の補修や維持管理につきましては、住民の皆様も適切に行っていたのが原則というふうに考えてございまして、定期的な日にちを決めまして、住民の皆様が帰島の前に村にお帰になりました維持管理を行われたケースがございますが、そういうようなことで適切に行っていたのが原則と考えてございまして、しかしながら、今後帰島される人につきましては、被災者生活再建支援法では、避難指示解除後三十七カ月まで、平成二十年の二月末まででございますが、に帰島され申請される場合には、被災者生活再建支援法の活用もできることになってございまして、住宅ローンを利用されている場合、その返済を継続しながら、新しい住宅の購入や建築についても新たにローンを組まなければならないんです。島に帰って建てる場合も、島に帰らず別の土地に建てる場合もあると思っております。ところが、噴火の前までは担保としての価値があった土地も、噴火後はどうでしょうか、民間金融機関が担保とするのは考えにくい状況です。もちろん、売ろうとしてもなかなか買手が見つません。

さて、そこで質問させていただきます。この三宅島噴火災害の被災者に対する住宅ローン等の金融支援についてはいかがお考えでしょうか、金融庁にお伺いいたします。

**鈴木(剛)政府参考人** 御質問にお答えさせていただきます。金融庁としては、三宅島の震災に伴いまして、関東財務局において、日本銀行と連名で関係金融機関等に対しまして、今御指摘のあった災害関係の融資につきましては、その災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、審査手続の簡便化ですとか貸し出しの迅速化ですとか貸出金の返済猶予等、災害被災者の便宜を考慮した適時適切な措置を講ずることを要請しているところでございます。

なお、今御指摘いただきました、金融機関が住宅ローン等地域の復興資金の需要に間に合っていない対応ですが、これはそれぞれ各金融機関の経営判断に關するものではありますけれども、一般論といたしまして、こういった要請をいたしますと、金融機関が利用者たる被災者のニーズに応じた対応をすることは望ましいと考えられます。また、復旧支援におきましても、それぞれの経営判断のもとでさらに積極的な支援が行われることを期待しております。

以上でございます。

**村井(宗)委員** そういった住宅ローン等についても、しっかりと個別の対応をさせていただくことをお願いしたいと思います。島に帰ることをあきらめた人の気持ちも思うと、本当に気の毒な気がしてなりません。特にお年寄りの方、生まれ育つてそこらへんの方、美しい、美しい。そして新鮮な海の幸がとれる港など、そのふるさとに帰れないで困ってられる方がたくさんおられます。そういった場合でも私たちがしっかりと対応していかなければならないと思っております。

特に、たとえ半分以上の方が帰られたとしても、帰れない方がたくさんおられる。そして、そういった方々の家や土地はそのままになってしまいます。なかなか国の方でそれを買取るとするのは難しいというのは十分わかるんですが、そのまま放置されてしまうような不動産、土地、建物、帰島したもののについても、我々は今後対策を議論し、何かしなければならぬのではないかと申し上げたいと思っております。

さてそこで、住宅についてのお話は終わらせていただきます。火山ガスは建物や住宅に降り注いでいるほか、当然ですが、田畑や山、河川、そして海にも降ってきます。そこで懸念されるのは、火山ガスによる三宅島の環境汚染です。三宅島の空気環境だけではなく、三宅島の水や土壌も心配です。三宅島でとれる農産物、海産物の安全性は確保されているでしょうか、農業、漁業は、観光部門と並んで、島に残された貴重な働きです。これまで三宅島の人々の暮らしを支えてきた産業です。そこで、厚生労働省にお聞きいたします。

この火山ガス、二酸化硫黄による食品の影響については、主に農産物などの安全性の確保についての取り組みをお伺いいたします。**松本政府参考人** 東京都におきましては、昨年、三宅島で生産された農産物につきまして、安全性を確認するため、火山ガス成分である二酸化硫黄の調査を行い、その結果、アシタバからは検出されなかったと承知しております。

厚生労働省としては、東京都からの要請があった場合には、農産物の安全性確認に適切な協力もさせていただきます。以上でございます。

**村井(宗)委員** その農産物の安全性について確認していただいた後、やはり、きちんと安全だということを皆さんに公開していかなければならない、私はそのように思うんです。仮に、我々が調べて安全だということが明らかになったとしても、やはり、三宅島産というところでの風評被害が出てしまっている。今回、厚生労働省が調べて安全だということ、より多くの国民の方々に知っていただくことにより、私たちは三宅島の農産物からの再建というのにも取り組んでいこうと思っております。何とぞその点、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、三宅島の子供たちの将来についても気になりますので、文部科学省にお聞きいたします。

三宅島で被災した児童生徒の教育の支援体制も、そして、今後の進路、進学や就職についての指導はどのようになっておりますでしょうか、取り組みをお伺いいたします。

**山中政府参考人** 三宅島の災害に際しましては被災した児童生徒に対しましては、文部科学省、東京都教育委員会、あるいは子供が在籍します区市町村の教育委員会、こういったさまざまな支援を行ってきたところでございます。文部科学省では、学用品の給与などの就学援助に関する補助でございますが、前日本青年会、現在は日本学生支援機構でございますけれども、この奨学金の貸与などを行ってきたところでございます。

また、東京都の教育委員会におきましては、被災あるいは島を離れて学ぶといった子供たちの心理的ケアのためのスクールカウンセラーの配置でございますが、都立高校の授業料や入学金等の免除、あるいは高校生に対する奨学金、大学等入学準備金の貸与などを行っているところでございます。また、進学、就職といった進路指導もございまして、これも、職場体験を行ったりあるいは面接指導を行ったりという形で、一人一人に詳しく細かい配慮を学校の方でも行っているというふうな承知しているところでございます。

引き続き、必要な協力支援、関係する教育委員会等と連携しながらやっていきたいというふうな考えております。

**村井(宗)委員** 次は、三宅島の中小企業についてお聞きいたします。三宅島においても、経営者個人が所有している土地、建物を担保に融資を受けていた中小企業もあつたと思っております。当然、社長さんが個人で連帯保証になっている場合もあつたはずですが、これは中小企業だけではなく、農家の方は農協から、漁業の方は漁協から融資を受けていることがあつたと思っております。その担保の土地が噴火によって大幅に毀損してしまったわけです。加えて、事業そのものも途絶しています。経営ができない状態です。そこで、中小企業庁にお聞きいたします。

三宅島の中小企業の支援策、どのように取り組んでおりますでしょうか、お伺いいたします。**鈴木(正)政府参考人** お答え申し上げます。被災された中小企業の方々への対策でございますけれども、まず、政府系中小企業金融機関、これは三機関ございまして、この金融機関からその災害の発生前に貸し付けておりました既住の債務につきましては、元本の返済猶予を行っております。また、自治体と共同いたしまして、この既住の債務について利子補給を行っているところでございます。

あわせて、中小企業金融三機関によりまして災害復旧貸付を行っております。その金利を引き下げ、また、売上げが前年比で五割以上減少されている場合には、利子補給を行っているところでございます。あわせて、信用保証協会によりましてセーフティネット保証、これを行っております。特別の枠の保証を使っていただき、そういう融資を使っているところでございます。

私ども、本年二月から帰島が開始されたことを踏まえまして、本年三月末に措置を継続し、現在も適用しているところでございまして、今後とも、地元の自治体と協力いたしまして、被災された中小企業の方々にもきめ細かく支援をしていきたいと思っております。

**村井(宗)委員** しっかりと仕事の面でもサポートしなければなりません。結局人間は、その場で生きていく、そのためには住宅があつて食べ物があるだけじゃなく、やはり、仕事や収入、そういったものを再建してこそ初めて三宅島そのものの生活を取り戻すことができると。ぜひ、中小企業者の皆さんにも、その三宅島に対するサポート、今おっしゃられた、元本の返済の猶予その他の施策をしっかりとっていただければお願い申し上げます。

さて、帰島された方の三人一人は六十歳以上です。その皆さんの健康管理にも十分な配慮が必要だと思っております。厚生労働省にお伺いいたします。

帰島された高齢者の方々の医療、介護における利用者負担に対する支援策をお聞きいたします。**新島政府参考人** お答えいたします。

高齢者への医療、介護における利用者負担についての支援策でございますけれども、まず、老人医療制度におきましては、災害が発生した場合に、その被害状況にかんがみまして、一部負担金の減免を行うことができるとなっております。三宅島噴火災害の被災者に対してはこの措置が適用されておまして、三宅島に帰島した高齢者に対しても引き続きこの措置が適用できるものと考えております。

また、介護保険でございますけれども、これにつきましても、災害が発生した場合、その被害状況を踏まえ、介護サービスの利用料減免を行うことができるとなっております。その場合、国が、特別調整交付金によりまして減免額の一部割合を交付するというふうなことでございます。

三宅村におきましては、噴火災害後、平成二十三年度から利用料の減免を行ってきております。国も支援を行ってきておるところでございますが、引き続き、村において減免を実施する場合には、特別調整交付金による支援を行ってまいりたいと考えております。

**村井(宗)委員** 次は、今後、再噴火や大規模な火山ガスの発生が絶対にないといわれぬわけではございません。そこで、万が一に備えた危機管理、緊急対応についてどんな取り組みをしておられるか、内閣府にお聞きいたします。



さらに、特例的に、我々が提出したようなそういった被災者再建のあり方も適用する素地があるんじゃないかと、いや、今の脱税装置のことは非常に結構であります、それは、逆に言えば、脱税装置三十五万円というのを今初めて聞きましたが、もしそうであるならば、その脱税装置ごとの家に関しては、これは、家をつければ、やはりそこにおいて若干のリスクを持ちながら生活し得るといいう環境が整ってきたといふふうに評価をし、さらに、村と都と国で相談をして、高濃度地区、いわゆる避難指示の問題の解除に向けてはこれからアクションプログラムをつくるべきだと思います。

私が言っているのは、この被災者再建の申請期間というのは、全国津波浦々ではなかなかさまざまな議論があられども、三宅においては、現在も被災が続いている中において検討に値するのではないかと申し上げているわけです。

**村田國務大臣** 被災者再建支援法の申請期間というのは三十七カ月あるんです。それでは、もう四月既に二月まででたっているんだからもう終わっちゃっているかというところ、そうではなくて、避難指示の解除があった二月から三十七カ月のカウントをいたしますので、だいたい三十七カ月前その申請期間が残っているということでもあります。だから、そういう意味で十分この措置の利用をお願いしたいですし、こういうふうにも思っています。

かつ、まだ条例による避難指示が高濃度地区で解除されていないところは、解除の後からその申請の期間が始まるということなので、そういう意味では、私も、この法律による生活再建支援、住宅等の家具とがあるいは撤去とかローンとかそういう費用でございしますが、本体以外の費用につきましては、まだ御利用可能な余地が十分残っているといふふうに考えております。

**松原委員** いや、三宅の場合は災害が続いているんだから、それは私は違う判断があって当たり前だと思いますよ。

ただ、私が言っているのは、本体にも使えろという措置を三宅は特例的に、全国津波浦々をやれと言ったてなかな簡単にいかないかもしれないから、現実的に皆さんのお考えとしても、しかし三宅については、極めて異例な、歴史上人類始めて以来の火山ガスの共生も行し、その中で生活をどう復興しようという大変なことをしているわけですから、そういう中では、実際多くの議員が絡んで検討してきた中身であるところの、公のもの住宅本体にも使おうというこの被災者再建宅三宅島では検討する素地があるんじゃないですかと聞いているんですよ、御答弁をお願いします。

**村田國務大臣** ちゃんと答弁を訂正させていただきます。あの高濃度地区でもそういう意味で避難指示を全部で解除いたしましたので、カントは二月から始まっているということようでございまして、それは訂正させていただきます。

それから、今、松原委員の御質問でございまして、被災者生活再建支援法という法律の目的が、要するに、災害によって生活再建をすることが極めて困難な者ということで法律が立てられているわけでございしますので、法律の建前上は、特にその災害の種類に応じて、水害だからこうだと火山だからこうだといふふうな建前になっておりません。

それは事実と申しまして、いろいろケースがあるわけでございしますので、私も、明日政令改正をして、より使い勝手がいいように改善をする努力はいたしますけれども、なお本法律について御議論がある、こういうことでありますれば、法律の附帯決議に見直し規定もございしますので、国会で御議論をいただければ幸いですと思います。

**松原委員** もう時間ですから終わりますが、やはり、これらが勝負に入っている三宅島の復興に関しては、一段の前進の取り組みをしていただきたいといふふうに思いますし、災害は、この三宅に関しては現在進行形で続いているんだという認識の中でやはり特段の配慮をするべきだといふふうに思います。

以上であります。

**西村委員 儀** 次に、太田昭宏君。

**太田委員** 公明党の太田昭宏です。

二〇〇年の九月に全島避難がありましたときに私は現地に行きまして、三宅の人たちと一緒に船に乗ってこちらに来た記憶がありまして、本当に家族同様ですから、犬を連れてたり鳥を、その鳥が船の中で逃げたので、私が鳥を捕まえたりして、そして、私は体が大きいのでから、高濃の方の荷物を荷つて一緒に東京京芝に上陸したということがございました。ずっとそれから、東京の都営団地や八王子の地域やいろいろなところでどう生活しているかということについて、東京都の議員を初めとして、公明党としてバックアップ体制をとるということで全力を挙げてきました。やっと三宅に帰ることになったと、そして、きょう、こういう集中的な審議が行われるということが、歴史を画するといいますが、ある意味では、もう一段強化して復興ということに踏み込む、そういうときであらうといふふうに思っています。

ところが、私のきょうの質問も今ありませんが、これを聞くとこれは環境省です、これを聞くと何々省です、もう後ろに座っているそういう人たちが次々出てくるといふ答弁なんですよね、結局は、おれがやるぞ、三宅の復興をやるぞという輪が今政府の中に私は見えない、この輪があって、あと、三宅の今復興というところに力を注ぐぞという体制の中心に村田大臣にぜひともなってもって、防災大臣がもしれないけれども、復興大臣であるということも含めて、政府の中で心の一致と闘いの輪を定めてもらいたいと私は思います。長い答弁は結構ですが、その決意だけは伺います。

**村田國務大臣** 今、太田委員に御指摘をいただきまして、したがって、この三宅島の復興に対しては私も力いっぱい支援をしたいし、こういうふうに思っているわけでございします。

そういう意味では、今の法律あるいは役所の体系が、災害の段階では私も各県庁を兼ねて指揮していたし、そういう体制になっておりますが、復興段階になりますと、個々の役所がそれぞれのメニューをそれぞれの役所の担当の中でやっていくという体系になっておりますが、もちろん、内閣府の防災担当部局も復興についてもそれぞれ意見を持ち各省を指示して動いている、こういうことでございしますので、太田委員から御指摘されましたけれども、私もこの三宅島復興に力めます意気というのはそのとおりでもってこれから努力をしていきたい、こういうふうな考えであります。

**太田委員** 復興というところが一番大事な今は、今は農業というわけにもなかなかない、漁業ということも、後から申し上げますが、すぐいわけにいかない、まずここ、二、三年というこのように生産線だというのは、観光だと思えますね。この観光というについてはプーサー要因がある、三十年代と同じく、生活排水水がなくなるといふということがあって、海がきれいになっていきます。それで、今までなかったサザエが山のように状況もある、イセエビが非常にふえているという状況がある。もともとトコブシというのがなかなか豊富な地域です、水がきれいで、観光そして海に飛び込むということもできる。こういう利点を、復興に力を入れると言うならば、そこでしっかりと踏まえて宣伝をするということもまた大事なことでいふふうに私は思います。タイのブークートの日本人会の会長さんが来ると、いつも観光に来てくれるといいけれども、いつも僕もついでも、日本のテレビを見ると、波がざばとあて来ると、それで三宅島というのみならず観光をしている、ガスマスクをしているような映像をいつも撮っているかと思う。きょうはマスコの方がいいのかないかないけれども、いたは、ぜひとも、今の三宅島がいよいよぶらに観光ということで大事なことであって、海がきれいになって、サザエも多しイセエビ也多し、こういう状況の生をいうことを知らせるといふことが非常に大事だといふふうに私は思っています。

それで、足の確保ということについては、やはり高濃速航の早期通航あるいは空港の早期再開、こういうことも含めて交通基盤の整備ということが極めて大事だと思うので、その辺の三宅のみよさというものの観光的なものを訴えると同時に、足の確保ということに全力を挙げてもらいたいと思いが、いかがですか。

**村田國務大臣** 先ほど、松原委員の方から飛行場の問題について御指摘がございました。村の観光の回復のためには、やはり飛行場の再開というのがこれは一番かぬめになるだろうと私自身も思います。

しかし、二月に避難指示が解除されたばかりなので、そういう意味では、村としても意向があるといふふうには思いますけれども、経験を積み重ねながらその可能性について摸索をしていく、そういう段階ではないかといふふうに思いますが、あの飛行場が観光回復のかなめになる、交通の足の確保という面では一番大事なキーポイントであるということは私も認識しております。

**太田委員** 単なる生活のためのインフラの整備の道路とか自然林とかいうことと同時に、それを超えて、やはり、野鳥が非常に珍しい野鳥も含めてきれいである、そういうことも観光資源としてあるわけですね、私は、インフラ整備というのは、これは国交省にもかかわるかもしれないから、そういうような面でも踏み込んで、観光とかいえるなことまでよく考えた上のインフラ整備ということに力注ぎをしていただきたいということが、一つ。

それから、七月二十一日には観光協会主催のイベントがある、こういうようなイベントというのについても、ここに限りません、いろいろな形で応援態勢をとるということが私は大事なことでいふふうに思いますが、中心の方が向こうに行って参加するといふようなことがあれば、テレビとかいろいろなことで現実が報道されるということもありますから、そういうことへの尽力というものについて、きょうはちょっと腹を固めていただいて、ちゃんとした答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

**監理政府参考人** お答え申し上げます。

ただ、いずれにせよ三宅島というのは、これまで観光で非常に重要な産業としてやってきましたし、今後やはり観光が基幹産業になるということも、その観光復興のための各種のイベントが行われる際には、私もいろいろなツールがございます、マスコミの方々にも広く知らせようと思えますし、財政的な御支援というもできると思いますが、そういうのを含めて、都とあるいは村ととも密接に連絡をとりながらしっかりと対応をまいりたいといふふうに考えております。

**太田委員** 今の答弁は大変地味な喜ぶと思えますね。

港湾は、特にいろいろな交通アクセスの面でもそうだし、それから漁業ということでも大事である、それで観光という点でも非常に大事だということ、これが使い勝手のいいように、余り縦割りにならないで、しっかりと総合的に港湾というものの整備というものをお願いしたいと思います、いかがですか。

**監理政府参考人** 済みません、担当局長じゃないので、申しわけございません、本日よりお戻りです。

三宅港には、今、五千トン級の船舶が就航できる岸壁が平成十五年年度に完成したところでございます。観光旅客の受け入れ基盤としても重要な港でございますので、ただ、今、船が入港するとあるいは旅客乗降時に多少波があるといふようなことで使い勝手が悪いものもございますので、防波堤の整備を引き続き促進しようといふふうに考えております。

**太田委員** 環境省が来ていて、自動車が行かなくて、自動車が捨てられたとかいろいろなことをどういふふうに取り扱うかという、公明党として要請したり前進をしたりというこれまでの経過があるわけですが、グラウンドにごみが山積みになっているとか、あるいは瓦れきの処理、廃自動車、廃家電、廃家電の処理、国が補助をするということなんです、この辺は現状はどうなっているか、そして、しっかりとやってもらいたいということや、同時に、さっき私が申し上げました自然ということの中で野鳥とかそういうものが来るような形をとるということ、国交省あるいは内閣府とも連携をとって、環境省とでも、これは観光という側面からでも大事なものと推進してほしいと思いが、いかがですか。

**南川政府参考人** お答えいたします。

まず、災害廃棄物でございます。従来、この災害廃棄物の補助対象として廃自動車の処理を入れてお戻りしてましたが、三宅島の特異な状況にかんがみまして、特にその補助対象を加えたわけでございます。これにつきまして、三月二十九日に国庫補助金の交付を決めました。四、五月以降の諸事業において使用できるように、繰り越し手続を行いました。

現在、廃家電あるいは廃自動車、それから粗大ごみを含めて保管所に集積し、島外への搬出が進められております。この費用、これについて一部都が無償でやっていたできますけれども、環境省として必要な支援をさせていただきます。また、自然環境につきましても、例えばアカコッコのような貴重な鳥がいるとか、あるいは、島の相当部分が国立公園でございます。各省と連携をとりながら、その復興に向けて協力をしてまいりたいと思えます。

**太田委員** 高齢者が火山ガスに影響を受けやすいということもあって、六百人くらいといわれていますが、かなりの率です。脱税装置六百台が国の半額補助を受け設置されたこと聞いています。この辺について現地の声を聞きますと、かなり心配をしているという状況もあります。ショートステイ用の避難施設が伊豆地区にはあるわけですが、他の地区にも配置できたいと考えられるのであれば、これら高齢者の安心安全確保対策と火山ガスの問題、こういうことについての対応をぜひともよろしくお願いしたいと思います。

**林政府参考人** お尋ねのクリーンハウスの件につきましてはお答えさせていただきます。

現在、島の北部の伊豆地区にクリーンハウスの整備が行われますし、また、お触れになりましたように、呼吸器疾患等のある方等の世帯を対象に小型脱税装置が六百基整備されておりまして、現在の都がおりつになられました計画におきましては、これに必要な安全確保対策は図られているとお聞きをしているところでありますけれども、今後新たにクリーンハウス等の退避施設が必要であり、また、それが計画に盛り込まれるようなことになりました場合は、私も消防庁といたしましても、私ももの持っております補助制度等を通じて御支援が可能である、こういうふうにご考えております。

**太田委員** 質疑時間が終了しましたが、きょう、短い時間でしたが、いろいろ質問させていただいた上で、私としては、かなり前向きな答弁がいっぱいあったと思います。それを本当に、言ってくるまでやらないといふんじゃなくて、積極的に私は応援をさせていただきたいという思いを込めて、質問を終わります。

ありがとうございました。

**西村委員 儀** 次に、高橋千鶴子君。

**高橋委員** 日本共産党の高橋千鶴子です。

私も、先日、三宅島の視察に参加させていただきました。最初に見た、あの高濃度地区の真白になった山を見て大変驚きました。根本から枯れて流れてく大量の木や土砂をとめるための砂防ダムが建設中でありましたが、しかし、その砂防ダムがあっても、この山がよみがえることがあるのだろうか、あるいは、手前の廃墟のような集落がどうなるのか、大変考えさせられました。

ガスマスクを常に携帯しなければならないという窮乏感がありますけれども、そういう中でも、小学校で見え子供たちの笑顔や診療所に集まるお年寄りの表情を見えています、やはり本当にこの村がいい、この村に住んでいたいという思いが伝わってまいりましたし、その皆さんの思いにこたえて、本格復興へ国としても国としても全力で応援していきたい、このように思いを強くしております。

そこで私は、この後新潟の問題でも触れたいと思うんですけれども、改めて住宅の再建というのが求められているなどという思いを強くいたしました。

二月一日に避難勧告を解除されたので、そこから被災者生活再建支援法の申請期間になるということで、先ほども数字でも若干報告がありましたけれども、全壊と大規模半壊を合わせて二百十三件という数字だとおと思いますが、そういう認定がされているといふことなんですけれども、梺島は四月から本格的に始まっており、集中しており、帰ってみて、改めて家の傷みのひどさに驚いている。ネズミに食べられている。雨漏りがずと長らく放置されていたために壁が腐んでいる。シロアリの入った床を全部起こさなければならぬ、というリアル実態を見て、この家を修理する、補修するということがどんなに大変かということがあったり、また、さまざまな事情で、これから、例えば半年後とかに帰島するといふ方もおられるわけで、そういう方は全くこれからそういう実態と向き合わなければならないわけです。

そういう方を含めて、この被災者生活再建支援制度を最大限受けけるための認定や申請に向けての体制がどうなっているか、それから、水害や地震とも違うこれらの実態に即して、現在のこれまで議論されてきた、居住機能が維持されているかどうかという観点から実態に即した認定が求められると思いますが、その点の対応がどのようになっているか、まず伺いたいと思います。

**柴田政府参考人** 住宅の復興関係でございます。先ほど御答弁申し上げましたが、まず、住宅をなくされた方を優先して受け住宅等を希望される方には、営む住宅の建設、復旧というところで既に二十戸付住宅を整備いたしておりまして、百八十九戸がそこにお入りになっております。自力による住宅再建を行ってされる方は、先住公営住宅による通常入居も有利な融資を受けられます。被災者住宅復興融資、あるいは今御指摘の、被災者生活再建支援法による支援金というものを行っているところでございます。中身については既に御承知のとおりでございますが、現在、支援金につきましては、引越し費用で最大七十万円、これにつきましては請求がございまして出てございますが、これから住宅の復興等、お帰りになった後本格化してまいりますので、居住安定制度の申請等も出てくるのではないかと考えております。

また、先ほど、大臣の方がお答え申し上げましたが、支援法の運用に当たって使い勝手をよくしようということで、生活安定部分の百万円については、それぞれの項目の金額等を撤廃し、必要なニーズに応じて使用ができるということ、またあわせて、三百万円の部分につきましては三百万円まで前払い制度ができるということ、これを積極的に御活用することによって被災者支援につなげていきたいというふうに考えております。

**高橋委員** 居住機能が損失しているということがこれまで水害のとでも随分指摘されてきて、弾力運用というところも検討されてきたわけですが、それから、私は、昨年の三月の本委員会でも、シロアリの被害と住宅の問題ということをお話をたつつもりでありました。それで、そういうことが追加認定して認定されるし適用もされるということを確認したいというところで、

**柴田政府参考人** 住宅の被害認定は、先ほど御答弁いたしましたように、避難指示、避難勧告が終わった段階で、村の調査に基づきまして行われることになっていまして、長期に避難いたしております期間の火山ガスの影響やシロアリ等の被害についても、当然考慮することになっております。

**高橋委員** そこで、先ほど、使い勝手のいいようにということでも今回政令改正を行うのだ、また、昨年の災害についても適宜適用するのだという御報告があったわけで、私は、やはりそういう形で、実態に即して弾力的な運用、省令の見直しということが要望にこたえてい、ということはいらないでできるんだろう、そういうふうにも思うわけですね。ですから、今これから幾つか紹介いたしますけれども、そういう住民の実態にこたえて、できるだけ大胆に見直ししていくということをお願いしたいと思うんですね。

三宅の場合は、東京都が単独で百五十万円の三宅島被災者生活再建支援金を創設したということが大変大きな力になっていると思っております。予想以上に長い、四年半という歳月を待たされ、その間、我が家の傷みを心配して、一時帰島などを生で自力でつとめて修理を行ってきた方が大変多うございます。そういう自力再建に対しては、支援法も、対象条件に本来含まれていないのであれば、後からでも適用できる仕組みを検討されたい、このように思います。これは、後の話ともつながりますので要望にと生かして、次に行きたいと思っております。

今月の初めに新潟に行っていました。雪が解けてからあらわれ地盤の被害を見るとともに、住民の皆さん現地を見ながらいろいろ懸念をされたわけですが、その地盤災害の大きさと、また同時に、住宅再建に対する支援の要望というのが非常に大きいということを改めて実感しました。

そこで、四月三日現在、新潟県で被災者生活再建支援法の支給が決定されたのは、三百三十六件、二億二千万円です。それに対して県単独の制度は、七千二件、三十四億二千三百万円あります。実に二十倍であります。大臣は先般の委員会、雪が解けたら申請もふえるだろうとおっしゃっていましたが、結果は歴然であります。もちろん若干はふえてはいきますけれども、圧倒的に県制度が歓迎されている。

ここを、なぜかということをしっかりと検証して、必要な見直しが行われていると思えますけれども、まず、これを認めないかどうか、大臣に伺いたいと思います。

**林田國大 委員** 従来よりこの御懸念については御熱心に議論していただいているわけでもありませんけれども、国が持っておりますこの被災者生活再建支援法の根本は、いつも大臣が言っておりますように、被災を受けられた方で、みずから復興できない方を支えるということでございます。ですから、新潟県独自の支援法の大きな違いは、いわゆる所得制限という、これが入っているんではないからうかと、この違いが大々響いているじゃないからうかと思えます。

それにつきまして、青森委員の御質問に村田大臣が質問答弁いたしましたように、あしにないりますと正式にならうかと思えますけれども、委員も常言であったことを極力加味したような形でこの充実を図っていきなといふふうに考えておりますと同時に、それぞれ各党を超えているいろいろな要望がございます。我々も、これができ上がってから四年後には見直しというのを既に一年過ぎておりますし、そういう面では、いろいろな場面でそれぞれの委員の先生方が勉強していただいておりますので、それを受けて、内閣府としても誠意を持って取り組んでまいりたいといふふうに思っております。

**高橋委員** 今、要因の一つに紹介されました所得制限の問題、これは大々しいお認めになりましたので、やはり、こもこも検討の余地があるだろうということをもまず指摘しておきたいと思っておりますね。

実は、国制度でも大変活用されているのがございます。内閣府の所管ではございせんが、災害救助法に基き、応急修理制度、これを活用して拡充した県単の被災者住宅応急修理事業補助金制度、これは、国制度の範囲でも五千九百八十八件、新潟で採用されております。三二億三千九百万円です。県制度は八千五百九十三件、四十四億八千五百万円です。これは、やはり新潟県の英断が非常に歓迎された証拠ではないかと思っております。

ただ、あくでも災害救助法の範囲でありますから、期間の問題などさまざまあります。ここにもたしんで、本来なら住宅再建というのにはこの支援法のスキームであるだろう、そう考えたときに、修理をすればめるという方に支援することは、やはり費用対効果という点でも大変すぐっておりますので、支援法の中にやはり半壊、一部損壊も含めて修理を入れるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

**柴田政府参考人** 今、災害救助法の応急修理の御説明がございましたけれども、災害救助法の応急修理につきましては、所得要件は被災者生活再建支援法の所得要件と同じでございます。件数がたくさん出ているのは、直ちに修理をしてそれに帰っていただくということもあるものですから、かなりの数が出たのではないかと考えております。

被災者生活再建支援法はこれから本格的な復旧に入ってくるわけでございまして、三十七カ月期間があるわけでございまして、複数、何度も申請されることも可能でございますので、これからふえてくるのではないかといいに考えてございます。

また、県の単独の事業につきましては、半壊世帯まで対象にされているというふうなこともございます。

それからまた、補修費用の問題でございますが、被災者生活再建支援制度については、これは法律の「目的」でもって、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者」を対象といたしてございます。従来は住宅が全壊した世帯のみを対象といたしてありましたが、昨年の通常国会における法制度改正によりまして、大規模半壊となった世帯に対してもその対象とするところにいたしました。

しかし、一部損壊ということにつきましては、法律の目的でございます「著しい被害を受けた」ということには言えず、この要件には当てはまらないというふうに考えております。

**高橋委員** この問題も、検討をしていただきたいと要望にとどめておきたいと思っております。

続けますけれども、解体撤去費が同じ場所に建てかえることを条件としていることは非常に不合理であるということが出されております。これまでも議論をしてきたんですけども、改めて思ったのは、地すべりがあって、自分の家が前の家に接近して、そのまま放置すると前の家をつぶしてしまう、そういう状況に置かれているんですが、その家の方は、もう自分はそのには住めないということで引っ越しを決意している、なのに解体撤去費用も出ない、こういう状況に支援法が使えないのはおかしいんじゃないかという声が上がっていますが、その点はいかがですか。

**柴田政府参考人** 被災者生活再建支援制度におきまして住宅の解体撤去費用が出る場合がございますが、住宅が全壊または半壊し、やむを得ない事由により解体する場合、原則としてその宅地に住宅を再建設する場合に支給対象となりますが、今おっしゃいましたように、隣接する宅地が危険で住めず、やむを得ず移転する場合等は支給対象となります。

しかしながら、隣接する宅地がけ崩れ等により危険な場合には、それをやはり放置しているというのは問題でございまして、今回、かけ崩れの対策事業等の活用によりまして、擁壁等の復旧を公費で行うこともできる制度も拡充したわけでございまして、そういう制度を使っただけでございまして、その隣接する宅地をまず修復していただくというのが原則ではないかと思っております。

**高橋委員** 今回、今最後におっしゃいました、かけ崩れその他の事業でも救えない事例がいろいろあるということを実はこの後質問したかったんですが、残念ながら時間が参りましたので、引き続きまた要望して、改善方を願っていきたく思います。ありがとうございました。

**西村委員長** 今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

[このページのトップに戻る](#)